

## 津波災害警戒区域の指定

### 1 津波災害警戒区域

津波防災地域づくりに関する法律（以下「法」という）では、知事は、基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という）として指定することができるかとされています。

県は、警戒区域の指定の意向がある藤沢市及び二宮町と指定に向けた調整を進め、同意が得られましたので、藤沢市及び二宮町を警戒区域に指定します。

### 2 指定までの経過

令和2年12月	二宮町で自治会代表者への説明会等を実施
令和3年3月	藤沢市民へ説明動画を配信
令和3年3月5日	藤沢市長及び二宮町長へ意見聴取
令和3年3月12日	藤沢市長及び二宮町長が同意

#### 【参考】

##### ○ 警戒避難体制の整備

###### (1) 地域防災計画の拡充（法第54条）

市町は、地域防災計画に、避難場所及び避難経路、避難訓練等、警戒避難体制に関する事項を定めます。

###### (2) 津波ハザードマップの作成（法第55条）

市町は、津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路等に関する事項等を記載したハザードマップを作成します。

###### (3) 指定避難施設の指定（法第56条）

市町は、警戒区域内に存する施設で、津波に対して安全な構造で基準水位以上に避難上有効な場所が配置等されている施設を、管理者の同意を得て、指定避難施設として指定することができるようになります。

###### (4) 避難確保計画の作成（法第71条）

地域防災計画で定められた要配慮者利用施設等は、避難確保計画を作成し、同計画で定めた避難訓練を行うこととなります。

##### ○ 重要事項説明等について

警戒区域指定後、土地利用や開発行為等に新たな規制はかかりません。

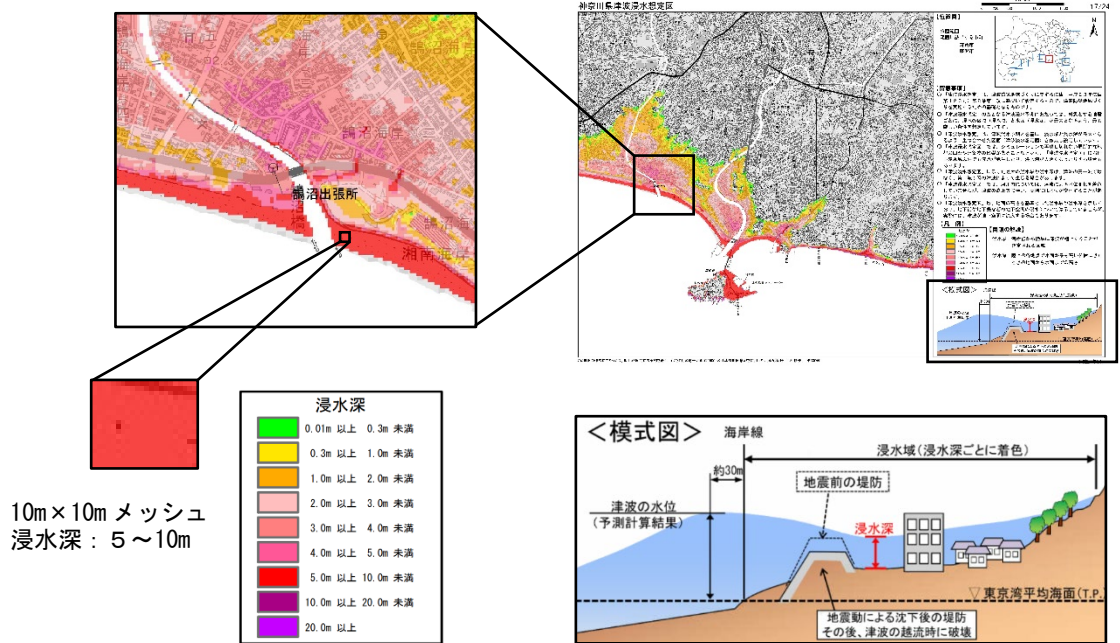
ただし、警戒区域内にある宅地や建物の売買及び貸借等については、宅地建物取引業法に基づく重要事項説明が必要となります。

## ○ 津波浸水想定

津波浸水想定は、県民のいのちを守ることを目的として、想定外をなくすという考えのもと、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波が発生した場合に想定される浸水の区域と水深を平成 27 年 3 月に県が設定しています。

(参考)「津波浸水想定について」(県ホームページ)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/cnt/f532320/>



## ○ 津波災害警戒区域

津波浸水想定で設定した区域を、津波災害警戒区域に指定します。

津波災害警戒区域には、津波浸水想定での浸水深に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮した値を加えて定める「基準水位」を表示します。

